

# 当院は臨床研修病院です

山梨病院は厚生労働省指定の「臨床研修病院協力施設」です。

医師臨床研修制度とは、医師免許を取得した医師は 2 年間基本的な診療能力を習得するために厚生労働省から指定された臨床研修病院で研修することが義務付けられています。

当院では万全の体制で指導医の監督のもとに研修医が外来・病棟などで診療を行っております。

研修医が臨床経験を積むために患者さんの診察をさせていただく場合がございますが、上記主旨をご理解のうえご協力くださいますようお願いいたします。